

東京都北区心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱

30北福障第4469号

平成31年1月16日 区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者及び知的障害者(以下「心身障害者」という。)又はその者と生計を一にする者の所有する自動車の燃料費の一部を助成することにより、心身障害者の日常生活の利便、生活圏の拡大及び費用負担の軽減を図り、これらの者の福祉向上を期することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により、燃料費の助成(以下「助成」という。)を受けることができる者は、次の要件の全てを満たす心身障害者とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 北区内に住所を有すること。
- (2) 心身障害者が利用することを理由として、当該心身障害者又はその者と生計を一にする者が、自動車税又は軽自動車税(以下単に「自動車税」という。)の減免を受けていること。
- (3) 心身障害者(年齢が20歳未満の場合は、その者を扶養する者。第5条第1項第2号において同じ。)の前々年の所得が東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和49年9月東京都北区規則第23号)第5条、第6条及び第7条に定める額を超えていないこと。ただし、7月1日から12月31日までの間の申請については、前年の所得によるものとする。
- (4) 福祉タクシー利用券の交付を受けていないこと。

(助成額)

第3条 助成額は月額3,500円とする。

(助成方法)

第4条 助成は、燃料券の交付により行う。燃料券は、別記第1号様式によるものとし、7月末日までの申請については、4月に遡及して当該年度の末月分までを一括交付する。ただし、前々年の所得が第2条第1項第3号に規定する所得要件を超過していた者については、7月に前年の所得が所得要件を満たしても4月に遡及して交付しない。

2 4月1日以降新たに自動車を購入し、自動車税の減免を受けた者が、7月末日までに助成の申請をした場合には、当該自動車の購入月まで遡及して、当該年度の末月分までを一括交付する。

3 前項の者が、8月以降に申請した場合には、申請のあった月から交付する。

(申請手続)

第5条 助成を受けようとする者は、北区心身障害者自動車燃料費助成申請書(別記第2号様式。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 心身障害者及び世帯全員の住民票の写し
 - (2) 心身障害者の前々年の所得(7月1日から12月31日までの間の申請については、前年の所得)状況を証する書類
 - (3) 心身障害者の身体障害者手帳、愛の手帳又は戦傷病者手帳
 - (4) 助成を受けようとする年度における心身障害者又はその者と生計を一にする者の自動車税の減免通知書又は自動車税の減免が確認できる書類(以下「減免通知書等」という。当該年度の自動車税の減免が決定されるまでの期間において、前年度から引き続き助成を受けようとする者については、前年度の減免通知書等。ただし、自動車税の減免が決定されたときは、速やかに当該年度の減免通知書等を提示するものとする。)
- 2 区長は、申請書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 3 第1項の規定による申請は、毎年度行わなければならない。

(給油所)

第6条 この要綱による燃料券により給油できる給油所は、北区と契約した給油所とする。

(不正使用の禁止および燃料券の返還)

第7条 燃料券は、この要綱第1条に規定する目的以外に不正に使用してはならない。不正があった場合は、区長は燃料券の交付を停止し、又は既に交付した燃料券の返還を命ずることができる。また、第2条に規定する資格要件に欠けることとなった場合は、速やかに燃料券を返還しなければならない。

(届出)

第8条 利用者は、申請書に届け出た内容に変更が生じたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、北区心身障害者自動車燃料費助成対象者異動届(別記第3号様式)により区長に届け出なければならない。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 本事業の利用を辞退するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、東京都北区心身障害者自動車燃料費助成事業の実施のために必要な事項は、健康福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(13北福福第1120号、平成14年2月19日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(14北福福第625号、平成14年11月28日)

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

付 則(16北福福第527号、平成16年9月29日)

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

付 則(平成21年3月16日区長決裁20北福障第4308号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月19日区長決裁26北福障第5142号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成31年1月16日区長決裁 北福障第4469号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年1月16日から施行する。

(東京都北区心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱の廃止)

2 東京都北区心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱(昭和57年4月1日施行)は廃止する。

(北区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱の一部改正)

3 北区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱(平成13年2月19日12北福福第1963号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都北区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱